

令和6年度 那覇市の公民館



親子ふれあい教室
「親子で楽しもう♪夏休み おきなわ体験教室」



成人講座
「ヒメカン と トートーメー」



乳幼児学級（ぽっかぽからんど）
「元気もりもりリフレッシュ 4 講座」



地域連携事業（夏休み南寺子屋）
「みんなで楽しく学びの思い出を作ろう！」

中央公民館
小禄南公民館
首里公民館
若狭公民館
石嶺公民館
繁多川公民館
牧志駅前ほしぞら公民館



市民講座
「男のうちなー料理教室」

本市のまちづくりの基本理念

なはで暮らし、働き、育てよう！

笑顔広がる元気なまちNAHA

～みんなでつなごう市民力～

————「第5次那覇市総合計画」より————

表紙写真 小禄南公民館提供

親子ふれあい教室 「親子で楽しもう♪夏休み おきなわ体験教室」

成人講座 「ヒメカン と トートーメー」

乳幼児学級（ぽっかぽからんど） 「元気もりもりリフレッシュ4講座」

地域連携事業（夏休み寺子屋） 「みんなで楽しく学びの思い出を作ろう」

市民講座 「男のうちな一料理教室」

は じ め に

ぐすーよう　ちゅーうがなびら。

令和6年度「那覇市の公民館」の刊行にあたりご挨拶を申し上げます。

本市の公立公民館では、市民が生涯を通じて心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、公民館を地域の中核的な生涯学習施設に位置づけ、地域コミュニティづくりの拠点になることを運営目標として掲げております。

運営目標を実現していくために、公民館の「つどう・まなぶ・つなぐ」機能を充実させることを運営方針とし、各公民館で、地域の皆さまが気軽に集える場づくり、学習ニーズや地域課題に応える各種学級・講座の開設及び生涯学習への支援、地域の関係団体と連携した地域づくりに取り組んでおります。

令和5年度においては、ほとんどの学級・講座が対面による実施となり、施設利用については段階的に制限を緩和し通常の運営に戻してまいりました。コロナ禍を経たことで改めて、皆が集い一緒に学び活動することの楽しさや大切さを実感し、日頃から地域や利用団体とつながり連携していくことの重要性を認識した1年となりました。

さて、この「那覇市の公民館」は、前年度に公民館7館で実施した学級・講座、地域連携事業、地域学習支援の内容や公民館施設の利用状況、今年度の定期利用団体の一覧などをまとめた資料となっております。本誌が公民館の活動を知っていただくきっかけとなり、市民の皆さまの生涯学習を後押しする一助になれば幸いに存じます。

なお、今年度の学級・講座や学習コンテンツにつきましては、各公民館のホームページや「なは市民の友」、チラシ等で紹介してまいりますので、ご興味のある講座がありましたら、是非ご参加ください。

今後も地域の生涯学習拠点として、市民の学習ニーズや地域の生活課題に対応し、地域の関係機関・団体等からの情報収集及び連携等に努め、公民館機能を高めていきたいと考えておりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、日頃より本市の公民館の運営や活動を支えてくださる関係各位の皆さまへ心より敬意を表し感謝を申し上げます。

那覇市中央公民館
館長　伊禮　道子

公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

社会教育法第20条

公民館の事業

公民館は、(社会教育法)第20条の目的達成のために、おおむね、下の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

社会教育法第22条



令和6年度

那覇市の公民館

目次

公民館運営目標・運営方針	1
公民館講座・学級等の趣旨及び目的	2
公民館の利用	3
中央公民館	5
小禄南公民館	31
首里公民館	53
若狭公民館	77
石嶺公民館	115
繁多川公民館	151
牧志駅前ほしぞら公民館	175
令和5年度公民館事業報告一覧	213
資料	217

公民館運営目標

市民が生涯を通じて、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、公民館を地域の中核的な生涯学習施設として位置づけ、地域住民の学習ニーズや地域課題に応えるとともに、地域のコーディネーターとして、「場・空間のネットワーク」、「人的ネットワーク」、「事業のネットワーク」、「情報のネットワーク」の形成を行い、地域コミュニティづくりの拠点になることを目指す。

運営方針

1 つどう機能

本市公民館は、生活のなかで気軽に人々が集う場であり、人々への学習情報の提供及び学習相談への対応を通して、生涯学習の条件整備に努める。

- (1) くつろぎ・憩いの場の提供
- (2) 広報誌・資料等の作成・提供
- (3) 学習情報提供・相談への対応

2 まなぶ機能

本市公民館は、市民の学習ニーズや地域課題に応えるために、各種学級・講座等を開設し、市民が学習を通して、教養を高め、知識・技術を習得するとともに、生きがいつくりや仲間づくりの支援を行う。

- (1) 各種学級・講座等の開設
- (2) 講演会・展示会・講習会等の開催
- (3) 学習団体（サークル）への支援
- (4) 市民の学習ニーズや地域課題を踏まえた学習プログラムの開発

3 つなぐ機能

本市公民館は、公民館利用団体や地域団体、NPO、関係機関等との情報交換及び連携等を積極的に行い、地域コミュニティづくりに寄与する。

- (1) 公民館利用団体及び各種地域団体（自治会・PTA・子ども会・青年団・婦人会・老人会等）、NPO、関係機関等との連携
- (2) 地域づくり人材の発掘・育成と協働関係づくり
- (3) 学校教育・社会教育融合事業の開催

※公民館運営目標及び運営方針は、平成26年9月1日施行。

公民館講座・学級等の趣旨

1 市民講座

市民を対象に、趣味・教養・生活課題等、市民の学習ニーズと地域課題等を反映させた講座を企画・実施し、サークル活動への移行をめざす。

2 成人講座

成年を対象に、社会問題や地域課題等を反映させた講座を企画・実施し、市民の積極的な社会参加を促進する。

3 高齢者学級

高齢者を対象に、高齢期の生活課題を反映させると共に、生き甲斐づくり・仲間づくり・積極的な社会参加を促す講座を企画・実施し、同時に高齢者の人材を活用した世代間交流の促進を図る。

4 少年教室

児童生徒を対象に、創造性豊かな人間形成をめざして、集団学習・自然体験・異世代交流等の機会を提供する。

5 青年講座

青年を対象に、一般教養、青年の生活課題についての理論と実践を、さまざまな交流と楽しい仲間づくりをとおして学び、積極的な地域参加を促進する機会とする。

6 親子ふれあい教室

親子を対象に、自然・社会体験等の場を通して親子のコミュニケーションを更に深め、よりよい親子関係の形成をめざす。

7 家庭教育学級

子育て中の保護者を対象に、家庭教育に関する学習機会の提供、情報交換、仲間づくり等を推進することを通して、家庭と地域の教育力の向上を図る。

8 乳幼児学級

乳幼児の保護者を対象に、親の役割と責任を自覚し、子どもの健やかな成長のためのよりよい家庭環境づくりと家庭の教育力を高めるための学習機会を提供する。

9 地域連携事業

地域の伝統文化継承や教育力の向上と活性化をめざし、地域関係団体と連携した事業を開催し、又、地域の学習団体の相互の研鑽をめざし、実践発表と研修の機会を提供する。

10 プラネタリウム関連事業

市民・親子・青少年を対象に、宇宙の構造や運動等の天体学習をとおして、自然科学的な思考力、洞察力を育成するとともに、星空の美しさを感じてもらい情緒を豊かにする。

11 地域学習支援事業

地域の団体が行う社会教育活動のうち、地域に根ざした生活課題、教育、芸術及び文化に関するもので講師を招聘し学習する事業に対し、講師を派遣することをもって地域教育活動を支援する。

公 民 館 の 利 用

利用できる人

市内に在住、在勤、在学する方で、営利行為、政治・宗教活動を目的としない学習をする個人及びサークル等の団体の方ならどなたでも利用できます。

利用の手続き

- (1)利用の申し込みは、利用する日の前月の初日から受け付けます。
- (2)利用の取り消しは、利用する日の前日までに申請して下さい。
- (3)利用許可を受けた方は、利用する際、使用料を納付して下さい。
- (4)利用の許可を受けた方は、公民館を利用する権利を他に譲渡したり、転貸することはできません。

利用の心得

利用者の遵守事項を守り、「来たときよりも美しく」を心がけましょう。

開館時間

◎ 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0

休 館 日

- ◎ 国民の祝日に関する法律第2条に定める国民の祝日
- ◎ 慰霊の日（6月23日）
- ◎ 年末年始（12月29日～12月31日、1月2日～1月3日）
- ◎ その他教育長が特に必要と認めた日



